

あま社協ケアプランセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会が開設するあま社協ケアプランセンター（以下「事業所」という）が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して援助を行う。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、尼崎市、尼崎市地域包括センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
 - 5 上記の他「尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年12月21日条例第52号）」を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 あま社協ケアプランセンター
- (2) 所在地 兵庫県尼崎市南武庫之荘3丁目24-5 尼社協ほっと館

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者：1名(常勤 介護支援専門員と兼務)

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。

(2) 介護支援専門員：10名以上(常勤換算)

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居住サービス事業者、介護保険施設などとの連絡調整等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は、午前9時00分から午後17時15分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間外は、留守番電話により相談を受け翌日の営業日に対応する。但し、緊急時は携帯電話等により24時間常時連絡・相談に対応する。

(居宅介護支援事業の提供方法と内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 居宅介護支援事業の内容は次の通りとし、指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所：相談室

(2) 使用する課題分析票の種類：居宅サービス計画ガイドライン
(全国社会福祉協議会方式)

(3) サービス担当者会議の開催場所：会議室

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：必要に応じて訪問、原則として1ヶ月に1回以上

2 厚生大臣が定める基準(もしくは事業内容)は、事業所の見やすい場所に掲示をする。

3 交通費について第7条に規定する通常事業の実施地域以外の場合については、実費の額を徴収する。

- 4 その他の費用の徴収が必要となった場合は、当該サービス等の提供前にその都度協議して利用者等に説明をし同意を得たもの限り徴収する。
- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施範囲）

第7条 通常の事業の実施地域は、尼崎市の区域とする。

（虐待防止に関する事項）

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - （2）虐待を防止するための職員に対する研修の実施
 - （3）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - （4）その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所職員及び擁護者（利用者家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを尼崎市に通報するものとする。

（暴力団の排除）

第9条 事業者及び管理者は暴力団員等でないものとする。また、運営が暴力団等の支配を受けないものとする。

（緊急時等における対応）

- 第10条 職員は、居宅介護支援事業の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡するとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 居宅介護支援事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 利用者に対する居宅介護支援事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償をすみやかに行うものとする。
 - 4 事故の発生又は再発防止に向けた指針の作成を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※第11条の措置は、令和6年3月31日までに実施する。(当該措置は令和6年3月31日までの間は努力義務とされている。)

(衛生管理等)

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

※第12条の措置は、令和6年3月31日までに実施する。(当該措置は令和6年3月31日までの間は努力義務とされている。)

(その他運営に関する留意事項)

第13条 事業所は、職員の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 随時実施

2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、当該サービスの提供後、当該サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。

- 5 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成18年11月15日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年10月20日から施行する。

